

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(242) ー略ー	(1)～(242) ー略ー
(243) 採石法第32条の 採石業務 8,000円 13第1項の規定に基 管理者試 づく採石業務管理者 験手数料 試験の実施	(243) 採石法第32条の 採石業務 8,100円 13第1項の規定に基 管理者試 づく採石業務管理者 験手数料 試験の実施
(244)～(257) ー略ー	(244)～(257) ー略ー
(258) 職業能力開発促 技能検定 実技試験にあ 進法施行令（昭和44年 試験手数 っては17,900 政令第258号）第3条 料 円を超えない 第1項の規定に基づ 範囲内で知事 く技能検定の実施 が定める金 額、学科試験 にあっては 3,100円	(258) 職業能力開発促 技能検定 実技試験にあ 進法施行令（昭和44年 試験手数 っては18,200 政令第258号）第3条 料 円を超えない 第1項の規定に基づ 範囲内で知事 く技能検定の実施 が定める金 額、学科試験 にあっては 3,100円
(259)～(478) ー略ー	(259)～(478) ー略ー
2 ー略ー	2 ー略ー